

授業時数特例校制度

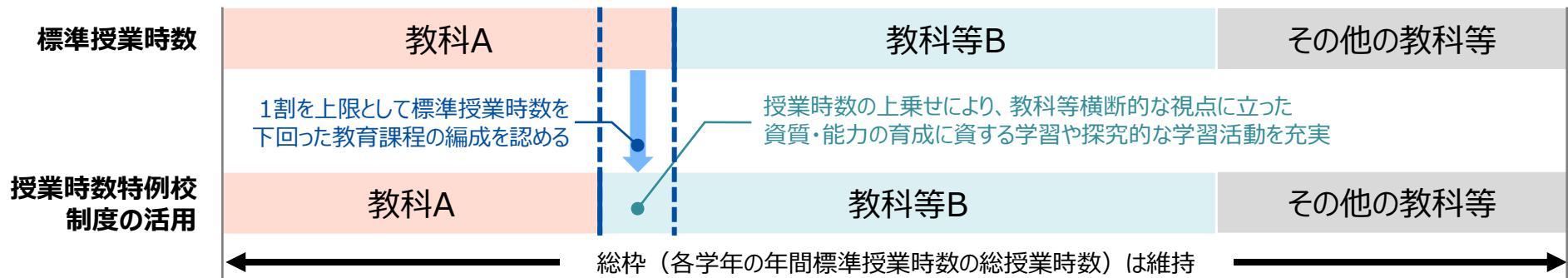
制度概要

- 義務教育段階において、学年ごとに定められた各教科等の授業時数について、**総枠としての授業時数**（各学年の年間の標準授業時数の総授業時数）は**維持**した上で、**1割を上限として各教科**（※1）の**標準授業時数を下回った**教育課程の編成を特例的に認める制度。
- 下回ったことによって生じた授業時数を**別の教科等の授業時数に上乗せ**することで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成（※2）や探究的な学習活動の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図る。
- **令和3年7月に制度創設し、令和4年4月から実施。**

（※1）音楽（中学校第2,3学年）、美術（中学校第2,3学年）、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を除く。

（※2）学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成（伝統文化教育、主権者教育、消費者教育、法教育、知的財産教育、郷土・地域教育、海洋教育、環境教育、放射線教育、生命の尊重に関する教育、健康教育、食育、安全教育の充実など）が考えられる。

イメージ



学校の指定（学校教育法施行規則第55条の2、平成20年文部科学省告示第30号）

文部科学大臣が、以下の要件等を満たす学校を指定する。
（指定の要件）

- 学習指導要領の内容事項が適切に取り扱われていること。
- 各学年の年間の標準授業時数の総授業時数が確保されていること。
- 児童生徒の発達の段階、各教科等の特性に応じた内容の系統性・体系に配慮がなされていること。
- 保護者の経済的負担など、義務教育の機会均等の観点から適切な配慮がなされていること。
- 児童生徒の転出入など、教育上必要な配慮がなされていること。

指定の状況（令和7年4月現在）

指定されている管理機関数：41件

指定されている学校数：182校



主な取組内容	
渋谷区 （小・中学校）	探究的な学習活動の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加し、午前に各教科の学習、午後に子供の主体性を重視した探究を実施するカリキュラムを編成。
京都府京都市 （義務教育学校）	伝統文化教育等の充実のため、音楽科の授業時数を増加。
宮崎県宮崎市 （中学校）	環境教育、食育、STEAM教育等の充実のため、総合的な学習の時間の授業時数を増加。
私立星美学園 （小学校）	国際的・平和的な世界の担い手教育の充実等のため、生活、外国語活動、総合的な学習の時間等の授業時数を増加。

(参考) 標準授業時数について

標準授業時数の位置付け

標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して国が定めたもの。

小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の前期課程では、学校教育法施行規則において、教科等ごと、学年ごとに標準授業時数を定めている。

各学校においては、標準授業時数等を踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童生徒・学校・地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要がある。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和3年1月26日中央教育審議会答申) (抄)

第Ⅱ部 各論

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(2) 教育課程の在り方

③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進

(略)

- 標準授業時数については、学習指導要領に示す各教科等の内容の指導の質を担保するための、いわば量的な枠組みとして、教育の機会均等や水準確保に大きな役割を果たしてきた。特に資質・能力のうち、定量的に質を測定できるのは知識・技能等の一部にとどまることから、学習指導要領が求める教育の質を量的に支えるものとして標準授業時数は重要な意義を持っている。

- 一方で、標準授業時数の在り方をめぐっては、児童生徒や教師の負担について考慮すべきとの指摘や、学習状況に課題のある児童生徒も含めて指導すべき内容を一般的に教えることが可能なものとなっているのか、ICTを活用した学習指導を踏まえた柔軟な在り方について検討が必要、といった指摘がある。

(略)

- また、学習指導要領のねらいとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての授業時数（学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数）は引き続き確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである。その際、この制度を利用する学校は、家庭・地域に対して特別の教育課程を編成・実施していることを明確にするとともに、他の学校や地域のカリキュラム・マネジメントに関する取組の参考となるよう、教育課程を公表することとするべきである。

(参考) 学校教育法施行規則に定める標準授業時数

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科 である道徳	35	35	35
総合的な 学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。